

第3章 基本施策

基本課題1. あらゆる分野における女性の活躍推進

基本的な方向 ①働く場における男女共同参画の促進

<現状と課題>

社会のあらゆる分野で女性の参画が進んできており、雇用形態や働き方も多様化しているものの、管理職への女性の登用はあまり進んでおらず、令和4年度の市民アンケートでは、職場において「男性が優遇されている（「どちらかというと男性優遇」も含む）」が過半数を超えています。市として、行政や民間企業において、事業実施過程において、女性の意見を反映させ、女性が意思決定できる組織づくりを促進するとともに、事業者等に対する男女共同参画意識の啓発、働きやすい職場環境づくりを推進していきます。

	取り組む施策	主な関係課
1	審議会などの委員への女性の積極的登用の推進	各審議会事務局の担当課
2	管理職への女性職員登用の推進	人事課
3	女性の積極的な雇用についての意識啓発 ・チラシ等を通じた情報提供と啓発（松原市企業人権協議会・松原商工会議所等との連携） ・法改正などの周知と情報提供	産業振興課

基本的な方向 ②多様な働き方のための支援

<現状と課題>

令和4年度の市民アンケートでは、「子育ての時期は一時仕事をやめて家庭に入り、子どもの手が離れてから再び仕事を続ける」のが望ましいと考えている割合が過半数近くあります。子育てをしながら働くということの困難さがいまだに多くあります。また、非正規雇用労働者やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加している中、働く意思や能力のある人が自らの生き方を自らの意思で決定できるための環境づくりや女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要があります。

そのために、事業者に対する意識啓発とともに、多様な就業形態の普及啓発や起業の支援、再就職のための支援などを進めていきます。

	取り組む施策	主な関係課
1	関係法令遵守及び就業条件整備への意識啓発 ・就職差別撤廃に向けての啓発活動	産業振興課
2	就労・能力開発・再就職するための支援 ・雇用就労支援事業（就労相談、講座・講習、等）	産業振興課 人権交流センター
3	多様な就業形態の普及啓発・起業家に対する支援 ・女性の起業家応援事業 ・女性起業家によるまつばら女子フェスタの開催	人権交流センター

基本的な方向 ③ワーク・ライフ・バランスの推進

<現状と課題>

令和4年度の市民アンケートでは、「女性が長く働き続けることを困難にしている原因と考えられるもの」として、「出産・育児」、「家族等の介護」、「家事」、「保育所の保育時間と就労時間が合わない」、「家事」が上位に上がっています。少子・高齢化により、核家族化や人間関係の希薄化が進んでいます。妊娠中の母親、子育て・介護に関わる人、ひとり親家庭等が孤立しないようにするために、様々なライフスタイルでも安心して仕事と子育て・介護等を両立できるような職場・家庭・地域での支えが必要です。また、男性の家事や育児、介護に対する理解促進とともに、子育てや介護に専念したい人が休暇をとりやすい職場環境づくりと男性の働き方の見直しをしていく必要があります。性別による固定的な役割分担意識や性別に基づく「アンコンシャス・バイアス」(無意識による思い込み)が解消されていくことで、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)が実現されます。結果として、それが男性にとっても自分らしく自由な生き方の実現につながることへの理解を進めるとともに、家事や育児、介護、地域活動などへの積極的な参加を促していきます。

ワーク・ライフ・バランスの意識啓発をさらに進め、子育て支援・介護支援の充実、すべての人の健康の保持増進を図り、安心して妊娠・出産・育児・介護ができる環境づくりを推進していきます。

(1) 仕事と家庭生活などの両立支援

	取り組む施策	主な関係課
1 普及・啓発	仕事と育児・介護の両立など、ワーク・ライフ・バランスの実現のための性別による固定的な役割分担意識や、性別に基づくアンコンシャス・バイアスに関する普及・啓発	
	・男女共同参画フェスタの実施 ・パネル展等での意識啓発	人権交流センター
2 2	多様な子育てサービスの継続支援と待機児童ゼロの推進	
	・延長保育、病後児保育、留守家庭児童会室等の保育サービス ・公立保育所運営管理事業 ・私立保育所入所・運営助成事業 ・母子・父子相談事業 ・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業 ・市の講座・セミナー等における一時保育の実施 ・子どもの居場所事業	子ども支援課 子ども施設課
3	介護サービスの継続実施	人権交流センター
	・介護保険事業 ・地域包括支援センターでの相談支援 ・家族介護支援事業	高齢介護課

(2) 家庭生活における男女共同参画の促進

	取り組む施策	主な関係課
1	子育てに関する意識啓発・支援 ・男女共同参画フェスタの実施 ・市民向け参加体験型セミナーや講演会 ・「親子まつり」の実施	人権交流センター
	・子育て交流会	地域保健課
	男性に対する家事・育児・介護等の理解促進 ・男女共同参画フェスタの実施 ・市民向け参加体験型セミナーや講演会 ・パネル展等での意識啓発 ・パパママ教室	人権交流センター 子育て支援課
3	男性の育児休業・育児参加休暇取得率の向上促進	
	・関係法令の周知・情報提供	人事課

(3) 生涯にわたる健康の保持増進

	取り組む施策	主な関係課
1	健康づくりの支援 ・健康診査事業 ・健康教育事業 ・母子健康手帳の交付	地域保健課
	・健康相談事業 ・予防接種事業 ・訪問指導事業	
		子育て支援課



基本課題2. 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

基本的な方向 ①あらゆる暴力の根絶

<現状と課題>

DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、性犯罪・性暴力等の被害者の多くは女性であり、これらの暴力は絶対に許されるものではなく、根絶していくかなければなりません。

本市においては、年間約125件(令和2年度～令和4年度平均)のDV相談があり、身体的暴力の他に精神的、精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力など被害内容も多様化しています。被害者の中には自分さえ我慢すればという思いから、なかなか相談に踏み出せない人も少なくありません。

DV等のあらゆる暴力に対する正しい理解を図り、暴力を「しない、させない、許さない」という意識づくりを進めるため、パネル展や市民向けの講座による啓発の取り組みを継続し、DVや性暴力被害など、あらゆる暴力防止に関する学習・啓発に取り組んでいきます。また、各関係機関との連携を強化し、機能的な体制づくりを図ります。

	取り組む施策	主な関係課
1	<p>暴力をしない、許さない意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none">・パープルリボン普及イベント・DVやデートDVに関する啓発冊子等による啓発	人権交流センター
2	<p>関係機関との連携の強化及び機能的な体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none">・職員対象研修・松原市DV等対策連絡会議・松原市配偶者暴力相談支援センターの設置	人権交流センター

基本的な方向 ②松原市配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携による相談支援体制の充実

<現状と課題>

暴力とは、相手を怖がらせたり、心や身体を傷つけたりして、自分の思い通りに動かそうとするすべての態度、行動のことで、配偶者や交際相手等からの暴力、性暴力、様々なハラスメント、ストーカー行為及び子ども等に対する虐待は、重大な人権侵害であり、命に関わる社会問題です。また、高齢者や障害者、外国人、性的マイノリティの方の中にも暴力の被害を受けている人が少なくありません。

国では令和6年4月より、改正DV防止法が施行され、身体的な暴力に加えて、言葉や態度、自由や名誉、財産に対する脅迫による精神的な暴力であっても裁判所が被害者に近づく事などを禁止する「保護命令」を出せるようになり、保護命令の期間も6ヶ月から1年へと延長になりました。

被害者の相談、保護、自立等の切れ目のない支援を行っていくため、関係機関と連携を図りながら被害者等に寄り添い、被害の状況に応じた総合的支援を行い、緊急の場合には、一時保護等、被害者の安全の確保を行っていきます。

また、国が発表した「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」では、配偶者等からの暴力への対策強化が打ち出され、配偶者暴力相談支援センターの一層の周知を行うよう示されています。

市民アンケートでは、DV等の相談窓口について知らない人が約半数います。本市では、誰もが安心・安全に相談できる体制を充実させるため、令和4年5月より、「松原市配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。配偶者暴力相談支援センターが果たす機能として、①相談又は相談機関の紹介、②カウンセリング、③被害者及び同伴者の緊急時における安全確保及び一時保護、④被害者の自立促進のための情報提供その他の援助、⑤保護命令制度の利用についての情報提供その他援助、⑥被害者を居住させ、保護する施設の利用についての情報提供その他の援助があります。女性相談員による被害者の支援と自立を行うとともに、さらなる相談窓口の周知に努めます。

	取り組む施策	主な関係課
1	相談支援の機能の強化 ・研修による女性相談員のスキルアップ ・関係機関との情報交換等による連携強化 ・配偶者暴力相談支援センターの設置	人権交流センター
2	男女共同参画センター等の相談窓口の周知 ・広報まつばらやホームページによる周知 ・配偶者暴力相談支援センターパンフレットによる周知 ・かがやきだよりによる周知（年3回発行）	人権交流センター
3	被害者の安全確保 ・大阪府女性相談センター子ども家庭センター、松原市配偶者暴力相談支援センター、警察等の他機関と連携強化	人権交流センター 子育て支援課

基本的な方向 ③自立支援の充実

＜現状と課題＞

被害者が暴力から逃れ、新たな生活を始めるために、自立生活に向けた安全の確保、経済基盤の確立、子どもがいる場合の様々な手続きについての支援が必要です。また、被害者は暴力の場所から逃れた後も長期的にわたる精神的・身体的不調を抱えている場合もあり、継続した心身的ケアが必要です。さらに、子どもの面前で行われる暴力は児童虐待にあたり、子どもの心に深い傷を残し、心身の発達や人格の形成に大きな影響を及ぼすため、子どもに対する心身的ケアも必要です。

被害者とその子どもを含む同伴者が地域で安心した生活を送ることができるよう、相談事業において、府内機関が連携し、被害者の自立支援に向けた情報提供や支援を実施します。また、地域における関係団体とも連携し、継続した自立支援に努めます。

さらに、令和6年4月より、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるにあたり、日常生活や社会生活を営むうえで、経済的・精神的等、困難な課題を持っている女性に対し、各関係機関と連携を図りながら支援することにより、性別による困難を抱えることのない社会づくりに取り組むように努めます。

	取り組む施策	主な関係課
1	自立支援の機能の強化 ・松原市DV等対策連絡会議 ・松原市配偶者暴力相談支援センターの設置	人権交流センター
	地域の関係団体との連携強化 ・性暴力救援センター・大阪S A C H I C Oの周知及び連携	
3	被害者等の心身的ケア ・松原市配偶者暴力相談支援センターの設置 ・大阪府女性相談センターや子ども家庭センター、松原市配偶者暴力相談支援センター等の他機関と連携強化	人権交流センター 子育て支援課
	困難な問題を抱える女性への支援 ・庁内各関係部署との連携強化	

基本的な方向 ④ハラスメント防止対策の推進

<現状と課題>

職場におけるパワーハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、性的指向・性自認に起因するハラスメント、女性に対するマタニティハラスメント等の暴力は、重大な人権侵害であるとともに、労働者の就労意欲低下、能力発揮の妨げの要因となります。また職場だけでなく、学校や地域など様々な場でハラスメントによる被害が起こっています。ハラスメントのない職場でいきいきと働くことができる労働環境の実現にむけて、研修などの実施により事業者・労働者の啓発を図ります。また、ハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発を強化するとともに、相談窓口の周知と相談体制の充実を図ります。

	取り組む施策	主な関係課
1	防止体制の整備と啓発 ・事業主及び労働者に対して、リーフレット等による啓発 ・職員対象研修	人権交流室 教育研修センター 人事課
	相談体制の充実 ・相談者の状況に応じた相談窓口の周知と情報提供	

基本的な方向 ⑤自殺予防対策の推進

<現状と課題>

少子高齢化の進展により核家族化が進むなど、人間関係が希薄化しており、身近に相談できる場所がなく、孤独を感じている人も少なくありません。

松原市においては男性の自殺率が高くなっています。悩み事を周囲に相談できず、自殺に追い込まれることがないように取り組みを進めていくことが大切です。自殺予防対策を総合的に推進するために、「松原市自殺予防対策推進計画」に基づき、本市のこれまでの取り組みを発展させ、かつ全庁的な取り組みとして推進するとともに、男女共同参画の視点からも自殺予防を図ります。

	取り組む施策	主な関係課
	市民と協働で行う自殺予防の意識啓発	
1	<ul style="list-style-type: none">・啓発冊子の作成と配布・ゲートキーパー養成講座・こころの健康促進講座・市政出前講座・関係機関とのネットワーク強化	<p>人権交流室 地域保健課 障害福祉課 産業振興課</p>

基本的な方向 ⑥防災・防犯対策の推進

<現状と課題>

誰もが安心して暮らせる地域社会を築くためには、年齢や性別にかかわらず、あらゆる人が参画し、それぞれのニーズを反映させていく必要があります。

被災時等においては、女性や高齢者、障害者、外国籍住民等、あらゆるニーズを反映させていくため、また、防犯対策においても子どもや女性、高齢者等が犯罪に巻き込まれない環境整備のため、男女共同参画の視点を取り入れた施策を進め、安心・安全なまちづくりに努めます。

	取り組む施策	主な関係課
	女性の視点を盛り込んだ防災・防犯対策の促進	
1	<ul style="list-style-type: none">・地域防災体制推進事業	危機管理課
	<ul style="list-style-type: none">・防犯対策事業	市民協働課

基本課題3. 男女共同参画意識の醸成

基本的な方向 ①男女平等意識を育てる教育・学習の推進

<現状と課題>

男女共同参画社会を実現していく上で、男女がともに対等な存在であるという意識形成を子どもの頃から行なうことが重要です。次世代を担う子どもたちが男女共同参画への理解を深め、個性が尊重される中で健やかに成長し、それぞれが生き生きと活躍できるような将来の選択につながる教育の推進や、卒業後の進路だけでなく、子どもたち一人ひとりの内面の成長・発達を促し、男女を問わず一人の人として自立していく力などを育むような教育の推進を図ります。そのために、教職員等が男女共同参画について正確な理解が深まるような研修を実施していきます。

最近では、インターネット等の利用に起因した児童の性的搾取や誹謗中傷の書き込みの被害が増加しており、児童・生徒が心身に有害な影響を受け、その人権が著しく侵害されています。さらに学校においては、児童・生徒一人ひとりにタブレット端末が貸与され、授業が行われております。

児童・生徒をそのような被害をから守るため、児童・生徒及びその保護者がインターネット等の利用に潜む危険性等について正しく認識し、理解する必要があります。そのために、児童・生徒及び保護者、学校その他の機関・団体等が連携しながら、情報リテラシーについて取り組みを進めていきます。

	取り組む施策	主な関係課
1	男女の平等意識、相互理解と協力及び家庭生活の大切さなどの教育の促進	
	・松原市人権啓発推進協議会との連携	人権交流室
	・学校園への出前講座	人権交流室 教育推進課
	・教職員対象研修	教育研修センター

基本的な方向 ②性の多様性を認め合う社会の実現

<現状と課題>

社会全体が性の多様性について、互いを認め合い、尊重し合う社会の実現に向けて、国や地方自治体をはじめ、民間の活動を含めて、理解を深めるための啓発活動等、様々な活動が行われています。

本市では、令和5年5月より、「松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を開始し、誰もが安心・安全で暮らせる社会づくりを目指していきます。

	取り組む施策	主な関係課
1	性の多様性を認める制度の運用・周知 ・松原市パートナーシップ・ファミリーシップ制度	人権交流センター

基本的な方向 ③地域での支え合いによる共助社会の実現

<現状と課題>

核家族化や人間関係の希薄化により子育てや介護で孤立している人、ひとり親家庭、単身高齢者、外国籍住民等、地域において不安や負担を抱える人が少なくありません。

こうした問題を解決するため、地域で暮らす一人ひとりが、隣近所に关心を持ち、育児、介護等において「困ったときにはお互いさま」という気持ちで助け合える環境づくりが必要です。

市民にとって身近な場から男女共同参画を推進し、地域力の向上を図るため、地域に根ざし、男女共同参画の視点を持って活動する団体と行政が協働し、地域課題の解決に向けた取り組みを推進していきます。また地域活動において、すべての人が対等な立場で参加し、それぞれの意見が反映される組織づくりを促進します。

	取り組む施策	主な関係課
1	男女が共に輝けるような視点を持って活動する団体の活動促進 ・松原市市民活動サポートサロン運営事業	市民協働課
地域における共助意識の普及啓発		
2	・セーフコミュニティ推進事業 ・地域国際化支援事業	市民協働課
	・子ども・子育て応援事業 ・地域子育て支援拠点事業	子育て支援課
2	・介護予防事業 ・老人クラブとの連携	高齢介護課
	・民生委員・児童委員協議会との連携 ・地区福祉委員会との連携	福祉総務課
	・市民向け参加体験型セミナー	人権交流センター

